

Q&A

Q これまでの奨学金制度はどうなる？

誘致校奨学金	より有利な新奨学金制度に一本化
医療技術者奨学金	奨学金の全額免除となる条件を新奨学金制度と同じに

Q いま旧制度で貸与を受けている人はどうなる？

旧奨学金制度のまま貸与を受けるか、新奨学金制度に移行して貸与を受けるか選択できます。



募集期間

新奨学金制度	9月26日(火)～ 10月31日(火) (市内にある2つの専門学校 への進学希望者は、 平成30年1月31日(水)まで)
医療技術者奨学金制度	新年度、申請に必要な在学証明 書が発行されてから受け付け ます。 平成30年4月20日(金)まで

医療技術者奨学金制度

医療技術者として市内で働くことを目指す方は、医療技術者奨学金制度をご利用ください。

○対象となる方

将来、市内で医療技術の業務に従事するために養成校に進学される方

例：薬剤師、理学療法士、作業療法士、
保健師、助産師、看護師、准看護師、
臨床検査技師、診療放射線技師

○所得要件

主な生計者の前年所得額が700万円以下

○貸与額

入学金の全額
授業料の全額
月額5万円

○返還免除

新奨学金制度と同じ
※ただし、市内で医療技術者として就労することが必要です。

※新奨学金制度との併用はできません。

申請書などは、市ホームページに掲載しているほか、担当窓口でお渡ししています。
詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ

新奨学金制度	教育委員会学校教育課	学事指導係	☎ 6 6 - 4 8 9 4
(誘致校奨学金	産業観光部地域振興課	商工振興係	☎ 6 3 - 4 1 5 2)
医療技術者奨学金制度	市民福祉部市民生活課	健康推進室	☎ 6 3 - 3 1 1 5